

総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月28日(金曜日)
午前9時28分～午前10時36分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副委員長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員
 な し
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会事務局長 阿 武 泰 貴 議会事務局係長
 篠 田 真 理 議会事務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 杉 原 功 一 市民福祉部長 松 永 潤 消 防 長
 竹 内 正 夫 総 務 課 長 佐々木 昭 治 財 政 課 長
 中 嶋 一 彦 市 民 課 長 古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長
 池 田 正 義 地 域 福 祉 課 長 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長
 石 津 稔 行 予 防 課 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案6件を審査してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

早速、審査を始めます。

最初に、議案第66号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。石津予防課長。

○予防課長（石津稔行君） 議案第66号美祢市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお、現行に比して増額となるものについて、改定を行うものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議案第66号美祢市手数料条例の一部改正でありますけど、今回の改正が出ましたけれども、手数料条例新旧対照表で、今回、消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の設置の許可を受けようとするものということで、1万キロリットルですね、この数量が貯蔵最大が10トン、これが158万が159万、1万増えてますね。

それで、それ以外にも50トン、100トンという形になって、手数料が変わってますけれども、これは、基本的には消費税がこの10月から上がるということでのそういった改定なのか、それとも貯蔵所が新規に危険物の製造所、貯蔵所の取扱所の、こういったところのものが設置の許可を受けなくてはならない、こういったところの事業所が今後めじろ押しであるという認識で、こういった手数料条例を改定したのかどうか、この2点、どちらのほうが優先的に——それ以外にあるのかどうか、この辺について、ちょっとまずお伺いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 岡山委員、今、消費税関係の形——御認識はよろしいですか。消費税に対してのお考えは。よろしいですか。（発言する者あり）石津予防課

長。

○予防課長（石津稔行君） 岡山委員の御質問にお答えします。

消費税を加味して改定となったものが主であります。美祢市管内においては、1万キロリットルを超えるような屋外タンクはございません。

美祢市で、直接適用となるということはありませんが、手数料条例のほうへ記載がありますので、手数料条例の中を整えたという形になります。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと、手数料条例から少し外れるかもわかりませんが、関連なんですけど、この1万キロリットル、そして、大きいのは10万キロリットルってありますけど、美祢市にあって、こういった貯蔵所の危険物のタンクというのは、消防署としては、企業がありますから、10トン、100トン、こういったところの大きな貯蔵所というものは、タンクはどの程度あるかどうか、ちょっと関連なんですけど、もしわかれば教えてください。

○委員長（末永義美君） 石津予防課長。

○予防課長（石津稔行君） 岡山委員の御質問にお答えします。

現在、美祢市管内で、最大といわれるタンクは、475キロリットルのタンクが最大です。500を超えるものが、美祢市ではできる可能性は低いというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたらあれですか、美祢市にはないということでしたら、対象っていうのは、どこの部分になるんですかね。県内ではあるんですか。大企業なんですか。

○委員長（末永義美君） 石津予防課長。

○予防課長（石津稔行君） 三好委員の御質問にお答えします。

県内では、周南コンビナート、山陽小野田では西部石油、こちらのほうに行きますと、原油タンクの大きなものがございます。

今回は浮き屋根式、浮きぶた式屋外タンク貯蔵所という形で改正をされるものですが、これはタンク内の原油、または石油の容量によって屋根が上がったり下がったり、天井部分になる部分が上がったり下がったりする部分の変動ができるタンクについて、手数料が改正されたということです。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっとお尋ねするんですけど、これ1万円の増額になって
ますけど、158万ということは、消費税込みで0.8%だったのが、今回は
10%、0.2上がるってということなんですけど、これちょっと計算してみたら、消
費税増税分の計算ではないんですが、優遇されているということなんですか。

○委員長（末永義美君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 三好委員の御質問にお答えします。

まず、今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴
いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が変更されたことにより伴う
ものです。ですから、金額については、国から示された金額を手数料条例に反映を
したという形になります。

そして、消費税の増額分がそのまま金額に反映されておられませんのは、直近の人
件費や物件費等の変動を加味した試算を行って、現行に比して増額になる部分につ
いて改正を行っておりますので、金額がそのまま消費税の増額に反映をしたものど
はなっておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 美祢市には直接関係ないということなんですけど、日本共産党
は消費税増税に反対しておりますし、その増税——美祢市には関係ないと言えども、
消費税増税分について、改正されたということなんで反対いたします。

○委員長（末永義美君） わかりました。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、御意見なしと認めます。

それでは、本案についての採決を行います。本案について、原案のとおり決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり

り可決されました。

次に、議案第67号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第67号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案書をごらんください。

これは、令和元年9月17日に、美祢市地域内の山地番解消作業が行われますが、この山地番解消に伴い住所変更が生じるため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、令和元年9月17日であります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、議案第68号美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

美祢市においては、現在、美祢市斎場ゆうすげ苑と美祢市船窪山斎場の2カ所の火葬場を設置しておりますが、このうち、美祢市斎場ゆうすげ苑は、指定管理者による管理を行っており、今年度末をもって、5年間の指定管理期間が満了となります。

このため、次期指定管理者の候補者の選定に当たり、施設の管理の基準の見直し

を行い、休業日及び施設使用料について所要の改正を行うものであります。

まず、休業日については、両施設の稼働率が約6割であるという状況を考慮し、現行は、元日の1月1日のみですが、市長が定める日を加え、柔軟に対応することとします。この市長が定める日は、具体的には、毎月2回、稼働率が低い友引に当たる日を、条例の施行規則で規定することを予定しております。

次に、施設使用料についてであります。市では、平成24年に使用料、手数料の見直しに関する基本方針を定めており、この基本方針に対する美祢市行政改革推進委員会からの答申において、斎場使用料は、隣接する近隣市との均衡維持を勘案し、現行水準に据え置くことが妥当とされております。

このたび、改めて、近隣6市の使用料を確認したところ、6市の平均の額と現行の使用料とに差が生じていたため、6市の平均額と同等の水準の額に改正することとし、市内住民の大人の場合、現行の3,000円から4,000円に増額をいたします。ただし、満12歳未満の子どもと死産児の場合は、無料としている市もあることから、市内の住民の場合は無料といたします。

今後、ゆうすげ苑の指定管理者の候補者の選定を行うこととなりますが、来年、令和2年4月1日からの新たな指定管理期間の開始にあわせ、条例を施行することとしています。

説明は以上になります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 一つお尋ねいたします。

先ほど、お話の中で、比較的葬儀が催されない友引の日、毎月2日程度であろうということだったんですが、その日の運営を取りやめるといふふうなお話があったと思います。

指定管理者がここの業務を担っておられるんですが、指定管理料に反映するものかどうか。約12カ月ですると24日、ひと月分の稼働率が変わってくるんですけど、指定管理料に反映するものなのかどうか、ちょっとわかればお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えします。

指定管理料については、人件費と物件費を合わせて支出しておりますが、人件費については、余り影響がないものと考えております。物件費についても、火葬の件数が変わるわけではないので影響はないものと思います。

ただし、休業日等を設けましても——休業日として設けましても、実際には指定管理者のゆうすげ苑に電話をいたしましたら、指定管理者の会社のほうに転送をされるような形をとっております、火葬の予約とかには影響がないものと考えております。したがって、指定管理料についても、それほどの影響はないものと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 指定管理料も変わらず、出勤予定者も変わらないということだったら、あえて友引の日をやめるっていう必要はないんじゃないかなというふうに判断しますが、いかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） 失礼いたしました。ただいまの杉山委員の御質問に答えします。

ただし、定期的な休業日を設けることについては、指定管理者の従業員があらかじめ、この日が休業日であるということが設定をでき、施設の管理——維持管理といえますか、メンテナンスを行いやすいということと、従業員の福利厚生といえますか、その面が非常に高くなると思っております。

前日まで休業日があるかないかわからないという状況にあっては、なかなか従業員の運営も難しいということを指定管理者のほうから言われておりますので、定期的な休業日を設けることが、適切なのか、円滑な施設の運営につながるものと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、そのほかに質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 今の説明で、言われることはよくわかるんですが、例えば、今の市長の定める日という書き方なんですが、市長が定める日であるけれども、友引の日なんですか。それとも、もし仮に友引であっても、要望があれば、それは運

営をするっていうか、要望にこ応えるっていう考え方なんじゃないかな。

もう少しこう、斎場あたりも、たしか友引がお休みなのかもしれませんが、全体としては、市民はどう捉えたらいいんでしょうね。要望すれば、やっていただけるのでいいんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、条例には、市長が定める日と規定をいたしますが、条例の施行規則のほうで、ゆうすげ苑のほうは、第2、第4の友引に当たる日、それから、船窪山斎場のほうは、第1、第3の友引に当たる日というふうに規定をしようとするところは考えております。これについても、広報等をしっかりしていきたいと思っております。

ただし、条例の第3条に規定がありますように、市長が必要があると認めたときは、これを変更することはできるということがありますので、どうしても、この日に火葬をしなければならないという特段の理由が認められますと、火葬を執行することになるかと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私、特に宗教やってるわけじゃないんですけど、六曜の使用について、特定の宗教を支持するということで、公務員関係は、六曜の入ったカレンダーを掲示しないとか、六曜については扱いがあろうと思うんですが。

先ほど来、友引という言葉にこだわられておるんですけど、友引にこだわらず、職員の健康維持、施設の管理、運営を考えて休みを入れられるんだったら、第2、第4とか、第1、第3とか、そういうふうに割り切られて、友引という言葉を使われるのが、僕は適切かどうかというふうに思いますので、その点、どうお考えか伺いたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

たしかに六曜については、古くからの言われている迷信といいますか、言い伝えといいますか、そういうような形であって、特定の宗教に関するものではございません。

ただ、現状において、火葬場の稼働率に関して言えば、友引の日が、今現在、美祢市においても、極端に低くなっているという状況がございます。したがって、条例に規定するのではなく、条例施行規則のほうで、友引に当たる日ということの規定して、お休みを設けたいと思っております。

これについては、山陽小野田市も同様な規定の仕方をしてしていると。指定管理者の同じような施設なんですけれど、山陽小野田市も同じように規定をしておりますので、特に問題はないかと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） これから高齢者の方、独居老人の方がたくさん増えてきますし、その辺に伴って、身内の方も少なくなってくる傾向にありますよね。

それで、その独居の方が亡くなられて、身内の方がおられない。おられても、市外に住んでおられて、いどこであっても、もうほとんどつき合いがない。こういった事例も、今後出てくるのではないかと思っております。

そういった時に調べて、そのいとこの方に、亡くなられて火葬を付しますので、それで、火葬炉の使用料についての、その方が市外であれば——市内であれば、4,000円で済みますけど、今回改定で、市外であれば、3万3,000円お支払いするということになりますので、そういった方が調べて、いどこがおるということで、それについて火葬しましたから、使用料をいただきますって、そういう形はなかなか難しいとは思いますが。

今後、こういった事例がたくさん出てくると思っていますので、そういった場合の対応について、どのように今後対処されるのか、それについて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、今の御質問については、亡くなられた方が市内の方で、市外に住んでいる御親戚の方が、火葬を執行する場合の取り扱いってというような御質問でよろしかったでしょうか。

市内の方が亡くなられた場合、火葬に付される方が市内の住民であれば、市内の料金で火葬の使用料を徴収するという規定になっておりまして——火葬料金のこと

についてだけですか。それとも火葬――。

○委員（岡山 隆君） 亡くなった方が、あくまでも市内の在住であるということですよ。それが4,000円。

○生活環境課長（古屋敦子君） そうです。

○委員（岡山 隆君） わかりました。それで、今後、身内がない場合、身内がない場合に、そういったときには、本人にそういった使用料というものを――身内がおればいいけれども、本人しかいない場合、亡くなった場合の、その辺の対応ということになるとどのようになるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

火葬を執行する親族がない場合については、法律の規定で、市がその火葬を執行するというふうに規定されておりますので、市のほうが火葬を執行して――火葬を執行するということとなります。その後の手続き等いろいろあると思いますが、それについては、もし仮にそういう場合になりますと、市のほうが戸籍等を確認して、親族の方を調査をして、親族の方に御連絡をしていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） これから、独居で、しかも親族が調べたけどわからない場合もあるし、わかっても、いどこ以上離れていて、なかなかもう連絡もとりませんか、そういう形になってきた場合、使用料とかもいただくことはできませんので、そういったときのことが今後、そういったことが発生する可能性もありますので、そういった場合には、あくまでも市が、慈善でちゃんと対応するという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

ただいまおっしゃられたとおり、市のほうが責任を持って行っていくということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第68号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。石津予防課長。

○予防課長（石津稔行君） 議案第69号美祢市火災予防条例の一部改正について御説明させていただきます。

今回の改正は、美祢市火災予防条例に規定する避雷針について、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」に、それぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映したもの及び火災予防条例に規定する住宅用防災機器等の設置免除について、住宅用防災機器等を設置しないことができる場合として、住宅の就寝の用に供する居室部分に特定小規模用自動火災報知設備を技術上の基準に従い、または技術上の基準の例により設置した場合を追加したものです。

なお、一般の自動火災報知設備については、従来から設置免除の対象となっております。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第63号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第63号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億7,597万9,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分において、1目一般被保険者医療給付費分の事業費納付金を4,289万9,000円、2目退職被保険者等医療給付費分の事業費納付金2万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、その下、2項後期高齢者支援金等分において、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の事業費納付金を24万9,000円、3項介護納付金分において、1目介護納付金分の事業費納付金を112万6,000円追加するものであります。

これら3種類の事業費納付金につきましては、いずれも山口県において、本年3月付で、平成31年度国民健康保険事業費納付金額が確定したことに伴う通知に基づきまして、補正を行うものであります。

それら、事業費納付金の差し引き合計額4,154万9,000円の減額分については、8ページの歳入の基金繰入金を3,700万円減額、残り454万9,000円は歳出の予備費を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

この数字を見ますと、減額になって――事業の納付金が減額されております。

1項の医療費納付金なんですが、これは昨年とどうなのかと思うんですが。

いろいろ健康増進事業がよく行われていて、国保加入者の方が元気になられたのかと思うんですが、その反面、後期高齢とか介護とかは金額が増えてるのではない

かと思うんですが、ちょっと見えない部分があるんですが、昨年度とはどうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度につきましても、県による事業費納付金——納付金の確定に伴いまして、6月議会にて予算の補正を行っております。

この内訳でございますけれども、こちらにつきましては、美祢市の被保険者の状況ということではございませんで、あくまでも県による事業費納付金自体、県による算定に基づきまして、県内の市町に通知するものでございますので、したがって、山口県内の状況——材料の中といたしましては、医療費の伸び率等も含まれるとは思いますが、あくまでも県内のさまざまな状況に基づきまして、山口県が各市町に通知すると。で、その中に美祢市も入っているというところでございますので、これにつきましては、美祢市の被保険者が健康になったとか、病気の方が多いという直接の原因ではございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第63号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第64号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、本年10月1日より予定されております消費税

率の改正に伴う介護報酬改定に対応するため、介護保険基幹システムの改修に要する経費を計上するものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,008万2,000円とするものでございます。

まず、歳出のほうについて御説明させていただきます。

10ページ、11ページになっております。

歳出のほうですけれども、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費におきまして、一般管理業務のうち、電算システム改修委託料を141万9,000円追加しております。

介護保険の事務につきましては、基幹システムにより被保険者の資格管理、また、給付管理等を行っているところでございますけれども、このシステムにより、被保険者一人一人が利用されております介護保険サービスに係る給付実績などの管理をあわせて行っております。

このたびの補正は、10月1日の消費税率の改正を見据えた介護報酬の見直しに対応させるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入のほうでございます。

今回追加する歳出に対する財源といたしまして、3款国庫支出金・2項国庫補助金・6目介護保険事業費補助金において、システム改修経費の2分の1相当額70万9,000円を追加し、7款繰入金・1項一般会計繰入金・5目その他一般会計繰入金を残額の71万円追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、たしか、システム改修の委託料——電算システム改修委託料は、消費税が上がることで改修になると説明がありました——だったですね。確認ですが。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、国のほうでは、今、消費税率の改正を10月1日に予定されておるところでございます。それにあわせまして、介護保険の介護報酬、こちらのほうも消費税

を反映させるような形での報酬改正が予定されておまして、それに対応させるためのシステム改修というふうになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。お尋ねします。

消費税が上がることに伴って、介護報酬が上がるということなんですよ。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） ただいまの質問ですけれども、介護報酬、さまざまなサービスでさまざまな項目が設定されています。

一番わかりやすい部門で言いますと、電動ベッドだとか、そういった福祉用具の貸与を行っておる事業者さんがおられます。当然、そういった福祉用具を仕入れる際には、消費税を反映されて事業者の負担となります。

ただ、それにあわせて、介護報酬が改正されなければ、事業所さんのほうは経費が膨らむ、それに対する収入っていうのは得られない現状があります。

そういったところを国のほうが踏まえて、介護報酬のほうに、その消費税増額分を反映させた体制に見直すということになるかと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 意見のときに、手を上げなければ賛成になるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 反対——申されないのです。

○委員（三好睦子君） 賛成でも反対でもないことはいけないという——。

○委員長（末永義美君） なかなか難しいですね、それは。よろしいですか。では、そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど申し上げましたが、日本共産党は消費税増税に反対しております。増税をしなくても、ちゃんと社会保障ができる方針を示しておりますので、これについても、消費税増税が10%になることが影響しておりますので、反対いたします。

○委員長（末永義美君） 反対ですね。ほかに御意見はございませんか。（発言する者あり）いま一度。じゃあよろしいですか。質疑はもう終わりましたので。今もう討論ですので。先ほど、反対か賛成かのもとで御意見のほど——三好委員。

○委員（三好睦子君） 今問われたのは、この議案に反対かどうかという事なんですよ。今、竹岡委員が、私に質問のようなことを言われたので、それには答えられるかどうか。これは、答える場じゃないってということでしょうか。

○委員長（末永義美君） そうですね。その上でよろしく申し上げます。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第64号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案6件につきまして、審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から、所管事項につきまして何かございましたら御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねするんですが、災害が起きたときですけれど、災害が起きて停電になったとき、当然、停電になればモーターは動きません。

水の確保で、自家発電とかの発電機が必要になるんですが、災害のときに避難する場合は、公民館とかになるかと思いますが、公民館まで行けないというときに、集落で1カ所は、発電機を使ってポンプで水を上げるってということが可能になるかと思いますが、この発電機について、地元——市が負担をされるのか、地元負担があるのかをお尋ねいたします。水道タンクはわかりますけど、上水道とかないところの集落があるんですが、そのことについてお尋ねします。飲み水です。上水道がなくて飲み水。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをしたいと思います。

発電機を地区で購入された——される、あるいは今からしようかというときに、市が負担するのか、地元で購入するかという御質問だったかなと思うんですけど。

現在、非常電源、発電機を各出張所に備えつけておりますが、発電機は、出張所、公民館が避難所になるということがありますので、そこで使用をします。そこでの使用が原則ということをご想定しております。

ですから、地区に備えつけの発電機をお貸しとするというようなことは、今のところ考えておりませんし、地元で発電機を購入されることに対して補助金を出すというような制度も今のところございません。

もし、災害が起きて、上水が通っていない井戸水を使われるような地区で水が出ないというようなことになった場合には、停電が長期にわたるような場合は、市から飲み水をお配りするというようなことで対応することを考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。以前に何か——以前って言ったって、ことしなんですけど、ちょっと聞いたときに、一集落に1個はいいよってというようなことを聞いたんですが、あれは嘘——嘘じゃなくて、私の聞き間違いなんですか。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ちょっと御質問の趣旨がはっきりわかりませんので、お答えのしようがないんですが、それはいつ、どういう場で聞かれたことなんですか。

○委員（三好睦子君） いつ——何日かは覚えておりませんが、5月ではなかったかと思いますが。

それと、集落に1カ所は発電機はいいよってというふうなことを、その総務課で聞いたような気がします。それは、私の聞き間違いかも知れませんが、そういう答えですから、それで補助がないということなんですか。

市民の方から問い合わせがあったんですが、出張所まで行けないと。災害のときに出張所まで行けばいいんですけど、行くまでに大水が出たり、橋が渡れなかったりで、いろいろそこまでたどり着けない時は、集落の集会所とかで集まることがあると。で、集会所でもポンプがないときは、その集落のどこかの1軒で、発電機は可能ではないかというようなことを私言ったんですが、それはそれとして。

次にも、市民の方から相談があったんですが、そういった公民館とかに行けば、避難するときの携帯ラジオとか懐中電灯、それから、避難するためのいろんな道具が——避難グッズがあるんですが、そのとき出張所まで行けなくて、集落でやる時には——「げんきみね。」の5月号でしたかね。ページ開いて右側の下のほうに書いてあったんですが、それには2分の1の支援ってありますが、これは、全額負担はできないのかなと思うんですが。

公民館に行けば負担はなくて、集落で避難すれば市民に負担があるというのはおかしくないかっていう相談を受けたんですが。これは、全額支援するべきではないかと思うんですが、お考えはどうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 先ほども申しましたけど、質問の趣旨がはっきり理解できませんので、お答えのしようがございません。いま一度的な御質問をお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 趣旨がわからない……。私の言ってること、変ですか。

災害がひどくなって避難するとき、指定の避難場所が、公民館や小学校に行くまでで危険で、その場所まで避難できない。集落の集会所に避難することがあります。そのときに、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布など必要です。そのときに、費用は2分の1は支給されると「げんきみね。」の5月号だったと思うんですが、出ております。右側のほうでしたが、何ページかははっきり覚えてませんが。

そこで、集落で避難する場合は、2分の1の残りを払わなければいけないと、避難しにくいのに、公民館まで行けば避難する毛布とかは負担がなくて、もちろん出張所ですから負担することはないでしょうけど、出張所まで行けない人たちの防災毛布とかはどうなるかを聞いてるんですが、意味がわかりませんか。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 三好委員のちょっと関連になるけど、災害時に孤立した場合の対応、それをちょっと説明されたほうがいいと思います。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 三好委員の御質問は、恐らく地域の自主防災活動の支援という、広報に掲載しておるところをごらんになっての御質問だろうと思います。

これは、災害による被害を最小限に抑えるために、地域の皆さん——皆様による自主的、組織的な防災活動を期待をして、地域の自主防災活動に対する支援を行うというものでありまして、補助対象は各地区、各行政区単位になります。その中の自主防災組織をつくっておられるところが対象ということになります。

補助額については、防災活動に要する費用の2分の1、上限額が3万円、3万円に区の世帯数掛ける200円。ですから10世帯でしたら、3万2,000円が上限ということになります。

対象費用については、防災資機材、先ほどおっしゃいました発電機もこれの対象になります。ただし、上限額は限度があるということになります。その他、携帯ラジオ、消火器、メガホン、ヘルメット、救急セット等があります。

三好委員がおっしゃいましたのが、公民館などの市の指定している避難所に行けば必要なものは用意されているけど、そうでないところは自分たちで負担しなければいけないということ。

原則は、やっぱり市が、市内に避難所を設置しておりますので、そちらにできるだけ、避難が必要という場合には避難をしていただくということが原則になります。これは、数が多いにこしたことはないと思うんですけど、余り多過ぎると、また避難所の運営がなかなか難しくなるということもありますし、その建物自体の耐震性能があるとかいう問題もありますので、原則として、市がまず避難所を指定するという状況です。

ただし、どうしてもその避難所まで行けないと、近くの集会所でないと行けないというケースがあった場合には、市もそこはいけませんということではなくて、そこに、場合によっては必要な物資を運んだり、毛布等も含めてですね——というような対応は、場合によっては、することが想定されるというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 最後の言葉は信じていいのでしょうか。行けないときに連絡があれば、毛布とか、そういった物資を持って行かれるんですね。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 初めに、水——飲み水の話から御質問がありましたけれども、基本はやっぱり——例えば大きな台風がきて、停電が予想されるようなときは、まず市民の方御自身が、水をしっかり確保していただくということが、まずは

一番大切なことじゃないかというふうに考えております。

で、避難をしなければいけないというようなケースについても、できるだけ早目早目に、市のほうから必要な情報をお伝えするということはもちろん重要ですが、できるだけ早目に行動していただくと。

ですから、避難される場合でも、できるだけ市の指定している避難所に避難していただくということが原則になります。

どうしてもそこまで行けないと、自宅の——例えば2階も危ないとか、自分の家に安全なところがなかなかないというようなとき、そういうケースに、近くの集会所に避難するというようなことを想定しておりますので、そのあたりを十分御理解をいただいた上で行動していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 時間とってもいいでしょうか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○委員（三好睦子君） 「げんきみね。」の9ページの「地域の自主防災活動を支援します」とありますが、今のようなことのお話でしたら、これは早目早目で用意しなければいけないって言われましたが、早目早目にやると2分の1の負担だけど、被災に遭って大変だっていうときは、市から応援に行ったときは、毛布とか持って来ますよっていうのは、ちょっと何か変な感じがするんですが——変な感じはしないでしょうか。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 三好委員から災害時の対応とその前の防災についての御質問、御意見だと思うんですけど、災害に対する、いろんな市からの広報等もありますけれど、最近、特に言ってるのが、防災意識の中では、自助、共助、公助という言葉をお聞きになっていることと思えますけれど、まず、自分の命、財産を守るためには、みずからが率先して災害に当たる防災意識をもつと。

その次に、地域、隣近所、集落で、お互いの命、財産を守る行動、組織をとる。

そして、最終的に被害を未然に防げなかった方たちに、公助という形で支援をするということになるわけですけど、その自助、共助の中は、あくまでも市民の方一人一人の行動、そして、地域の方のコミュニケーション、そういうコミュニティを

醸成していただいて、その中で防災意識を高めていただいて、災害に対する備えをしっかりとっていただき、減災という目標に向かって対応していただきたいということで、全てが全て公助、市役所なり県、国の公共の力によって、市民の方の生命、財産が守れるという状況ではないといえますか、自然の力は、もう押し図れないものがありますので、それに対応するためには、まず第一に自助、その次に共助ということで、皆さんのお力を、市民お一人お一人のお力をお借りして、市民の方の安全を守っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、所管事項の発言を求めながらも、また、私がとめてはおかしいのですが、これ以上のお話というのは、一般質問の領域に入ってきてますので、ここで、今の執行部の答弁を胸におさめて、次の機会のところで、御発言をお願いしたいかと思っておりますが、その辺は了解をよろしいでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） これは、少子高齢社会等で、今議会の審議してますけど、こういった事案と同じで、しっかりと審議するところというのはたくさんあるわけで、梅雨に入るに当たって、非常にゲリラ豪雨、集中豪雨、こういったところ、非常に市民の皆さんとしては心配になるところがあります。こういった点について、私も過去、一般質問で質問してきましたし、今副市長も言われましたので、これをずっとやっていったらエンドレスになりますので、ポイントとして、今後一般質問で、大きな問題点があるところをしていただければいいのではないかと。

いずれにしても、防災、減災をしっかりと、今美祢市で欠けているところをしっかりと、行政としては補填していく。こういった対応をしていただければいいのではないかと、一歩でも進んでいくような形にしていいただければいいのではないかと考えておりますので、これ以上やってもいいんですけれども、委員長の取り計らいでよろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 先ほど申し上げたとおり、きりがないとは思いませんけども、本当に、どこまでいくのかと行ってしまふところを思えば、先ほど申し上げたとおり、今までの三好委員の発言に対しての執行部の答弁を胸に、次の機会にどれだけ、今、岡山委員がおっしゃったとおり、一般質問の場で、場を変えてほしいというのが私の意見というか、そうさせてもらいたいと思っておりますけれども、三好委員、御了解よろしいでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 委員長がそう言われれば引きます——引きますっておかしいですけど、個人的にはまた聞きますけど。

一般質問でという声もありましたが、一般質問は1時間しかないので、今回の私の質問はもうぎりぎりでした。それは、入れようとは思いましたが、時間的に配分見たら無理だったんで、総務委員会でいきたいなと思っておりました。

そして、私が述べたことが、その内容がエンドレスとか何とか、そういう批判は、こういう場でするべきではないのではないのでしょうか。するべきですかね。

○委員長（末永義美君） 先ほど、田辺総務部長のほうからもありましたとおり、なかなか思いのほどが、質問の内容がわからないということもありますし、いま一度その辺も整理しての御発言のほうがよろしかったかな。そういう意味で、三好委員の思いを形にして御発言し、答弁や回答を求めるところまでの自分の思いのつくり方が、ちょっとこう、そのときそのときの感情のお言葉が多かったので、それを踏まえて、説明しやすく——安富委員。

○委員（安富法明君） 一人の委員だけの長時間にわたる質問っていうのもいかななものかというふうに思います。よく委員長言われるように、まとめて、執行部が答えられるような状況にならないといけないというふうに思います。

私聞いてて、やっぱり高齢化といえますか、独居の世帯が多くなりますから、言われることはよくわかるんですよ。で、どこまで、今副市長が言われるように、公の手で、基準ができてるかっていうことなんだろうと思うんですけども。

実は私も聞いていることあるんですよ。災害時に避難所を開設します、当然。そのときに、例えば今、私のところ嘉万なんですけど、嘉万の真ん中、厚東川が流れてる。東と西で公民館があつたり、運動公園の事務所といえますか——が避難所になってるようです。

それで、問題は、そこに職員を配置してないような施設、例えば、前もちょっとあつたんですが、AEDが置いてあるけれども、いつも鍵がかかっている。どうして利用するんかっていう話なんですけど。あれ、戎屋議員か誰かだつたと思うんですけど、ガラスを割ってでも入ってくださいっていうふうな答えがあつたように思うんですけど。そういう場合もあるかもしれませんが。

要するに、避難をするときに、その施設の鍵も開けられない。誰か職員が来ないと開けられないっていうんじゃ、やはりちょっと問題があろうかと。

私、思うんですが、近所の方で鍵を預けている——緊急のときには、その方が施設の鍵を開けて利用できるような状況を取りあえずつくとかっていうふうな配慮は、私必要じゃないかなというふうに思っております。

その方がたまたまおられないっていうようなこともあろうかというふうには思うんですが、どこまで対応するかっていうのは難しい話になるかもしれませんけれども。

やはり、行政も、改革といいますか、無人の施設とかも抱えてくる場合も、いろいろあろうかというふうに思いますから、そういうふうな対応も、ぜひ考えておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 御意見ということでよろしいですね。そうすると、いま一度所管事項につきまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、ないようですので、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時36分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月28日

総務民生委員長